

付2 消費者物価指数の概要

(1) 指数の性格

消費者物価指数は、三重県の消費世帯（農林漁家世帯及び単身者世帯を除く。）の購入する商品とサービスの物価の変動を時系列的に測定するものである。

(2) 基準時及び基準時価格

基準時は平成7年（暦年）の1か年である。基準時価格は小売物価統計調査による小売物価の平成7年1月から12月の単純平均値である。

(3) 価格資料

価格は小売物価統計調査における小売物価（実際に販売している平常の小売価格）である。毎月の中旬（12日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日）の価格によっている。ただし、生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物については、5日、12日及び22日を含む週の水、木、金曜日の3日を調査日とし、この3日間のうち、いずれか1日を含む前3日間の中値を調査し、月価格の単純平均を求めている。

(4) 指数品目

指数に採用する品目は、家計支出上で重要度の高いものを主として、580品目（銘柄）を選定した。

(5) ウェイト

指数品目のウェイトは、家計調査による平成7年の平均支出金額から算出した。

(6) 算式

算式は基準時加重相対法算式（ラスパイレス式）である。

基準時価格 P_0 、比較時価格 P_t 、ウェイト W_0 とすれば算式は次の通りである。

$$\frac{\sum_{i=1}^n \frac{P_t^i}{P_0^i} * W_0^i}{\sum_{i=1}^n W_0^i} \quad (i: \text{品目})$$

(7) 指数の構成

総合指数と、10大費目指数、及びこれを細分化した中分類指数を作成している。また、作成範囲は、三重県5市平均、津市、伊勢市、上野市、鈴鹿市、尾鷲市となっている。

※ 持家の帰属家賃とは、持家の住宅を借家とみなした場合支払われる家賃。